

大阪府立桜塚高等学校 P T A 規約 新旧対照表

改 正 案	現 行
(役員及び会計監査の選出) 第8条 1～6 (略) 7 指名委員会は、本人の同意を得て候補者を指名し、その名簿を総会に公示する。 (削除) <u>8 役員及び会計監査の選出に関する事務は、指名委員会が行う。</u> <u>9 役員及び会計監査は、指名委員会の指名する候補者が、総会の議決を経て承認される。</u> <u>10 指名委員会は、その任務を終了したとき解散する。</u> <u>11 役員及び会計監査に欠員が生じたときは、運営委員会で後任者を決定することができる。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</u> (総会) 第9条 1・2 (略) 3 総会の定足数は、全会員数の5分の1(委任状を含む。)とする。また、議事の決定は、出席会員 <u>(委任状を含む。)</u> の過半数の同意を必要とする。 4・5・6 (略) 7 感染症対策等のため外出の自粛が必要とされる場合など総会を招集することができない場合は、ウェブページに議題を掲載し、電子投票などウェブページに示す方法で議事を決定することができる。この場合における議事の決定は、全会員の過半数の同意を必要とする。	(役員及び会計監査の選出) 第8条 1～6 (略) 7 指名委員会は、本人の同意を得て候補者を指名し、 <u>指名候補者以外の立候補者とともに</u> 、その名簿を総会に公示する。 8 指名候補以外の立候補者は、選挙の1週間前までに、名前及び役名を書面でもって指名委員会に届けなければならない。 9 選挙事務は、指名委員会が行う。 10 選挙は、総会において行う。立候補者のない場合、指名委員会の指名する候補者が、総会の議決を経て承認される。 11 指名委員会は、その任務を終了したとき解散する。 12 役員及び会計監査に欠員が生じたときは、運営委員会で後任者を決定することができる。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (総会) 第9条 1・2 (略) 3 総会の定足数は、全会員数の5分の1(委任状を含む。)とする。また、議事の決定は、出席会員の過半数の同意を必要とする。 4・5・6 (略) (新設)
(各専門委員会) 第11条 1～3 (略)	(各専門委員会) 第11条 1～3 (略)

改 正 案	現 行
<p>4 専門委員会として、<u>学年委員会及び広報委員会</u>を設ける。</p> <p>A <u>学年委員会</u></p> <p>(1) <u>学年委員会は、各学年若干名の学年委員及び学級担任をもって構成する。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>学年委員会は、次の役割を担う。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(a) <u>各学年学級間の連係を図り、学校と家庭との連絡に当たる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(b) <u>生徒の心身の健全な育成を図るために、学校及び地域の教育環境の整備に努め、学校教育活動に協力する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(c) <u>文化や保健に関する行事を企画立案する。種々のPTA行事・活動の企画・運営を行い、会員相互の親睦を図る。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>B 広報委員会</p> <p>(1) 若干名の委員により構成する。</p> <p>(2) 学校教育活動に関する情報を収集・伝達し、会員の意見交換を図り、相互の理解を深める。</p> <p>(規約の改定)</p> <p>第13条 この規約の改定は、総会において出席会員（委任状を含む。）の3分の2以上の同意を必要とする。</p> <p>附 則 この規約は、令和 年 月 日から施行する。</p>	<p>4 専門委員会として、学級委員会、生徒育成委員会、文化・保健委員会及び広報委員会を設ける。</p> <p>A 学級委員会</p> <p>(1) 学級委員会は、各学級1名以上の学級委員及び学級担任をもって構成する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 学級委員会は、各学年学級間の連係を図り、学校と家庭との連絡に当たる。</p> <p>(4) 学級委員は、次の各専門委員と兼任することができる。</p> <p>B 生徒育成委員会</p> <p>(1) 若干名の委員により構成する。</p> <p>(2) 生徒の心身の健全な育成を図るために、学校及び地域の教育環境の整備に努め、学校教育活動に協力する。</p> <p>C 文化・保健委員会</p> <p>(1) 若干名の委員により構成する。</p> <p>(2) 文化や保健に関する行事を企画立案する。種々のPTA行事・活動の企画・運営を行い、会員相互の親睦を図る。</p> <p>D 広報委員会</p> <p>(1) 若干名の委員により構成する。</p> <p>(2) 学校教育活動に関する情報を収集・伝達し、会員の意見交換を図り、相互の理解を深める。</p> <p>(規約の改定)</p> <p>第13条 この規約の改定は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を必要とする。</p>

